

Ⅱ. 自立に向かって



家庭裁判所では離婚、親権、養育費、慰謝料、財産問題などについて、解決のお手伝いをしてくれます。また、消費者金融問題については簡易裁判所で扱います。

離婚

(1) 離婚の種類

協議離婚

夫婦双方の話し合いで離婚に合意した場合、離婚届を役所に提出することで離婚が成立します。この場合、その後の生活に関するさまざまな取決めをすることが必要ですが、中には取決めをしなかったことから、後に親権、養育費、財産分与、慰謝料請求などをめぐってトラブルが発生する場合があります。取決め内容については、可能な限り書面化しておくのが良いでしょう。

調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立を行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取するなどして、双方が納得して問題を解決できるよう、助言やあっせんをし、当事者間で公正で具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは2回、3回と回数を重ねることがあります。

(審判離婚)

調停が行われて話し合いにより離婚が成立しない場合において、裁判官は、当事者双方のために一切の事情を考慮したうえで、相当と認められるときには、職権で離婚の処分をすることがあります。これを調停に代わる審判といいます。審判後2週間以内に異議の申立がなければ離婚が確定します。

裁判離婚

協議離婚の話し合いでも、調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人または相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすこととなります。

この場合、あわせて親権者の指定、養育費、親子交流、財産分与、慰謝料などを同時に請求することができます。

(2) 離婚問題Q & A

Q 1. 離婚した場合に利用できる制度について、どこで教えてもらえますか？

離婚し、ひとり親として子どもを養育することとなった場合は、児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付、生活費に困った場合は生活保護の受給などさまざまな制度がありますので、まずは子ども支援課にご相談ください。

また、就業に関する相談については、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターで行っており、職業の紹介や資格取得のためのアドバイスなどが受けられます。

Q 2. 離婚によって、姓はどうなりますか。

結婚により姓を改めた配偶者は、離婚により原則として婚姻前の姓に戻ります（この場合の戸籍は、婚姻前の戸籍に戻るか、または新しい戸籍をつくることもできます）。離婚後も結婚していた時の姓を使いたい場合は、離婚した日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を市区町村役場へ提出すると、

結婚していた時の姓を使うことができます（この場合は、必ず新しい戸籍がつくれます）。子どもの姓については、離婚によっては変更されず、離婚後もこれまでの戸籍筆頭者の戸籍に残ります。

ただ、子どもを親権者である親の戸籍に入れたいときは、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」を市区町村役場に提出すると、親権者である親の戸籍に入ることができます（子どもの姓は親権者と同じになります）。

Q 3. 離婚後の子どもの親権について、教えてください。

未成年の子どもがいる場合、父母の間で協議を行い、父母の一方のみを親権者と定める単独親権とするか、父母双方を親権者と定める共同親権とすることを選択します。共同親権となった場合、日常生活に必要なこと（例：食事や服装の決定、予防接種、習い事、アルバイトの許可等）は一方の親で決めることができますが、子どもの転居、将来の進路の決定、心身に重大な影響を与える治療、お金の管理等は、緊急の場合以外は父母双方での話し合いで決めることとなります。

Q4. 養育費の額は、どのような基準で決められますか。

養育費の額を決めるにあたっては、離婚から父母間の協議が整うまでの間は法定養育費が政令の額で定められることとなります。これは暫定的な性質となりますから、協議により養育費を定めるにあたっては離婚する父母間で協議により、こどもの生活費の額を決め、そのうえで父母双方の収入金額などを基礎にしてそれぞれの分担額を決めることとなります。父母の協議が整わないときは、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、分担額等を決めることができます。裁判所においては、算定方式及び算定表を用いて算定するのが一般的です。

養育費や親子交流の 取り決めをしましょう

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、こどもの心身の健全な発達を図るための養育や、親と同程度水準の生活を維持できるだけの扶養を行う責務を負います。

未成熟のこどもの生活や利益を守ることを最優先に考え、長期にわたる養育費支払いや、安全・安心な親子交流を行うためには、書面で取り交わすことが重要です。

養育費の取り決めは書面で

養育費の支払いは、長い年月継続するものです。養育費の額、支払方法、支払期間など、できるだけ具体的かつ明確に決めておくべきものです。

後日、その取決めの内容について争いが生じないよう、口約束ではなく書面に残しておくことが肝要であり、公証人役場で公正証書を作成することをお勧めします。

また、民法の改正により、令和8年4月1日以降に生じる養育費については、「先取特権」という優先権が付与されるため、父母間の私的な取決めで作成した文書に基づいて養育費の差押えが可能となりました。

そのほか、離婚時に養育費の取り決めをしていない場合には、暫定的に一定額（政令で定められる額）の養育費を請求できる「法定養育費」の制度ができましたが、各自の収入なども踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要です。



(3) 手続案内や相談できる機関

- ★**釧路家庭裁判所（裁判所合同庁舎1階）** [柏木町4-7] (☎99-1209・99-9055)
家庭裁判所では、離婚、財産分与、慰謝料など家庭に関する「調停」「審判」などの申立手続に関する案内をしています。
- ★**釧路弁護士会法律相談センター** [柏木町4-3] (☎41-3444)
初回の弁護士の相談料については一律料金となっています。(30分)
2回、3回と相談する場合の相談料は、それぞれの弁護士に確認してください。※事前予約制
- ★**法テラス釧路** [大町1-1-1] (☎0570-078392)
法的トラブルの解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口情報を無料で提供し、経済的に余裕がない方には無料法律相談などの援助を行います。
- ★**釧路市役所市民協働推進課（釧路市役所本庁舎2階）** [黒金町7-5] (☎31-4504)
市民を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第1・3金曜日（午後1時～3時） ※事前予約制
- ★**釧路市男女平等参画センターふらっと（MOO3階）** [錦町2-4] (☎65-1034)
市民（女性）を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第2水曜日（午後1時～3時） ※事前予約制
- ★**公証人役場（釧路公証人合同役場）** [錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル4階] (☎25-1365)
離婚による養育費の支払い等の公正証書を作成します。
- ★**釧路母子家庭等就業・自立支援センター** [旭町16-5] (☎22-2401)
離婚・親権・養育費・親子交流等の相談に弁護士が無料で応じます。 ※事前予約制・託児あり

●家庭裁判所の利用方法●

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題で、申立てのあった家事事件について、調停や審判による解決をはかっています。

調停や審判は非公開で、関係者のプライバシー

は固く守られ、形式ばらずに穏やかな雰囲気の中で自分の考えを述べることができます。また、家庭裁判所では手続をする場合に、どこの裁判所にどのような申立てができるかなどを説明する家事手続案内を行っています。

例えば夫婦関係を調整してもらいたい場合

相手方の不貞・暴力・浪費等のため婚姻関係等が円満でない場合に、その回復を求めたり、離婚、親権、養育費、財産分与などについて話し合うことができます。

家庭裁判所家事手続案内

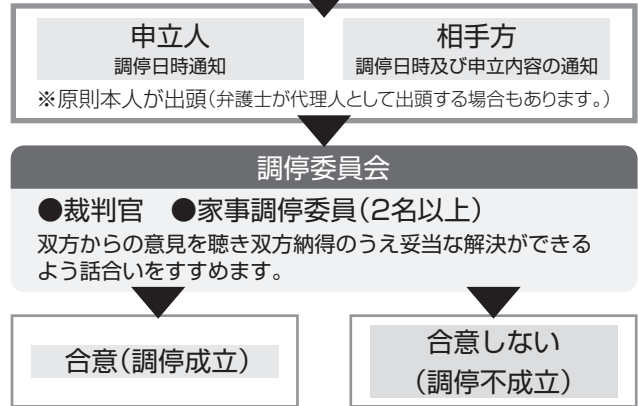
申し立て手続や提出先などの手続案内を行います。

●申立書（印紙を貼る） ●添付書類（戸籍謄本など）

家庭裁判所に定型の申立書が備えつけてあります。提出先は、原則、相手方の住所を管轄する家庭裁判所です。

家庭裁判所の調停手続

裁判官が必要と認める場合、家庭裁判所調査官が事実の調査を行うことがあります。



調停の申立て費用について

手数料として1件につき、収入印紙(1,200円)と連絡用の切手が必要となります。

●家庭裁判所で行う手続●

家 庭 裁 判 所

調 停

夫婦関係調整

…➤ 離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料等について話し合う。
※調停がまとまらない場合には、家庭裁判所で裁判することができます。

養育費請求

…➤ 養育費を請求する（離婚後も可）。

親権者の変更

…➤ 離婚時に定めた親権者から、他の一方／一方から双方／双方から一方へ変更する。

親子交流

…➤ 離婚後離れて暮らすこどもとの面会、交流について話し合う。

財産分与

…➤ 離婚にともなう財産分与について話し合う（離婚後5年以内）。

審 判

子の氏の変更

…➤ 両親が離婚後に、こどもの「氏（子の戸籍）」を変更する。

失踪宣告

…➤ 一定期間行方不明で生死が不明な人を死亡したとみなす。

履 行 勧 告

…➤ 家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させるよう勧告する（ただし、強制力はありません。）。

●法テラスの利用方法●

法テラスでは、電話または面談で、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を紹介したり、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときには、弁護士・司法書士による無料法律相談や、必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

CASE 夫との離婚問題

法テラスに電話 (☎:0570-078392)

Q. よい制度はないの？

私自身は離婚したくないのですが、勝手に離婚届を出されるのではないかと不安です。

法制度のご案内をします

離婚の届出を受理しないように、あらかじめ市区町村役場に申し出ることができます。

Q. 相談窓口を知りたい！

こどもの養育費のことなど、ひとりでは不安なので弁護士さんに相談したいのですが。

相談窓口のご案内をします

お住まいに近くの〇〇弁護士会の法律相談センターをご紹介します。

Q. 専門家に相談したいのですが、経済的余裕がありません。

夫が調停を申し立て、裁判所から書類が送られてきたのですがよくわかりません。弁護士に相談したいのですが、経済的に余裕がありません。

民事法律扶助制度を利用できます

収入等が一定額以内の方は、弁護士・司法書士による無料法律相談を受けることができます。(下記参照)

●民事法律扶助制度について●

民事法律扶助制度とは、経済的に余裕のない方に、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替えをする制度です。

法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助を申込みの方にも、まず無料法律相談(面談)を受けていただきます。無料法律相談を利用するには、右記「民事法律扶助利用の条件」の①と③を満たす必要があります。

無料法律相談の実施

- ・法律相談は1回30分以内で、同一問題につき3回まで相談可能です。
- ・法テラスと契約している各地の弁護士・司法書士事務所でも無料法律相談を受けることができます。
- ・契約している弁護士・司法書士の事務所名・連絡先等は法テラス釧路のホームページから確認できます。

民事法律扶助 利用の条件

①資力が一定額以下であること

収入等が一定額以下であること

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たす必要があります。

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族	300万円以下

②勝訴の見込みがないといえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含まれます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利乱用的な訴訟の場合などは援助できません。



法律相談で解決しなかった場合

代理援助・書類作成援助

弁護士・司法書士に事件を委任または書類の作成を依頼する場合に、弁護士・司法書士費用を無利息で立て替えます。

①審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において上記「民事法律扶助利用の条件」の①②③を満たす必要があります。援助を申し込まれる際には、資力を証する書類・住民票・事件関連書類などをご提出いただきます。

②援助開始決定

法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて弁護士・司法書士に支払い、利用者には原則として毎月5,000円～10,000円ずつ分割で償還（返済）いただきます（無利息）。

⋮

③事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。

日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）

大町1-1-1 道東経済センタービル1階 ☎0570-078392（平日9:00～17:00）

●債務整理の方法に関すること●

個人が債務整理をする場合、大きく分けて次の4つの方法があります。多重債務に陥り返済に困っている方は1人で悩まず、早めに専門家に相談しましょう。

任意整理

裁判所を使わず、債権者との直接交渉で借金の返済方法や金額を決め直す方法です。弁護士や司法書士などに依頼することが一般的です。借金総額が比較的少額で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

特定調停

簡易裁判所に調停手続をとり、裁判所に選任された調停委員が仲介することにより、整理する方法です。借金をしている貸金業者数が少ない場合で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

個人版民事再生

裁判所に申し立てをして、借金の金額を圧縮してもらい、その金額を原則3年間で返済する方法です。住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合などに適しています。

自己破産

地方裁判所に申し立てをして、債務の支払いを免責してもらう方法です。返済の見込みがなく、他の債務整理方法が使えない場合の最後の手段です。

☎相談窓 ☎

- 釧路市消費生活相談室（釧路市役所本庁舎2階）…………… ☎24-3000
- 日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）…………… ☎0570-078392
- 北海道庁貸金業苦情相談専用フリーダイヤル…………… ☎0120-1-78372
（月・金 10:00～12:00 / 13:00～16:00）